

医療的ケア児の公立小中進学 受け入れ自治体の8割で10人未満

毎日新聞 2021/7/17 19:23 (最終更新 7/17 19:26)



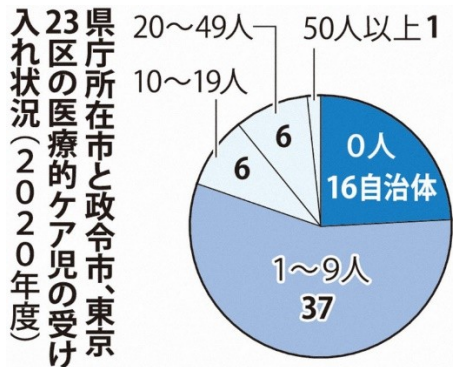
人工呼吸器と胃ろうをつけ、両親とともにバギーで小学校に向かう佐野涼将さん(中央)＝相模原市中央区で2021年7月12日、前田梨里子撮影

人工呼吸器やたん吸引などの医療行為を必要とする「医療的ケア児」を地元の公立小中学校で受け入れているか全国の県庁所在市と政令市、東京23区に毎日新聞が調査したところ、回答したうち受け入れ人数が10人に達しない自治体が8割に上ることが判明した。2割以上が0人だった。医療的ケア児は全国に2万人と推計されているが、障害児とともに学ぶ「インクルーシブ教育」は義務教育段階では地域で大きな差があることが浮き彫りになった。

6月に成立した医療的ケア児支援法には、地域で支援に差が出ないように自治体や学校に対応する責務があると明記された。従来は努力義務だったが、新法で責務に格上げされた。

毎日新聞は今年2月以降、県庁所在市と政令市、23区の計74市区に受け入れ状況などを尋ね、非公表などの8市区を除く66市区が回答した。10人未満と答えたのは53市区(80・3%)で、0人は16市区(24・2%)あった。1人以上在籍する50市区で計437人を受け入れているが、その半数近くにあたる197人を受け入れているのが7市区(仙台、長野、富山、名古屋、大阪、神戸市、港区)に集中していた。50人を超えたのは大阪市だけだった。

医療的ケア児の就学先は原則特別支援学校とされてきたが、2013年の学校教育法改正で、本人・保護者の意向を尊重して決めると改められた。しかし、受け入れ環境は自治体や学校で差があり、特別支援学校への進学を余儀なくされるケースが多い。文部科学省の19年の全国調査によると、公立の特別支援学校の小中学校部に在籍する医療的ケア児は6222人、小中学校は1146人だった。



県庁所在地と政令市、東京23区の医療的ケア児の受け入れ状況

文科省が設けた有識者検討会議は、医療的ケア児の受け入れ拡大に向け、各教育委員会に福祉・医療関係者、保護者らで構成する「医療的ケア運営協議会」を設置し、ガイドラインなどを作成する必要があるとの方針をまとめた。しかし今回の毎日新聞の調査では、協議会を設置しているのは19市区にとどまった。

調査対象外だった大阪府豊中市は、1978年策定の「市障害児教育基本方針」で教育を受ける権利の保障を掲げ、障害の有無に関わらず原則、居住地の公立小中学校を就学先とする。

市教委によると、大阪府全体が人権教育に取り組んできた背景があるといい「市でも外国籍や障害のある子供の権利問題に取り組んでいる」と説明する。医療的ケア児や保護者の希望を可能な範囲で聞き「設備が整わなくても代替案などで対応していく」と話す。

インクルーシブ教育に詳しい大谷恭子弁護士は「関西では人権教育に積極的に取り組んできた自治体が多く、医療的ケア児の取り組みも進んでいる。取り組みの格差は顕著に表れているが、本来は社会全体で受け入れていく必要がある。地域だけの問題にせず、国がその在り方を示していくべきだ」と指摘した。【高田奈実】